

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年5月25日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成30年2月5日（月）午後0時30分頃、山口市仁保中郷地内の国道376号において、経済産業部農林課職員の運転する公用車が山口県農林総合技術センターに向かって走行中、スリップしてガードレールに接触し、ガードレールを破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 防府市駅南町13番40号

氏名 山口県防府土木建築事務所

所長 阿部 雅昭

(3) 損害賠償の額

¥235,440-

2 専決処分の年月日

平成30年5月7日

(参考)

事故状況図

